

婚姻届記入例

【届出日】
届け出る日付を記入します。令和〇年△月□日届出

【氏名】
現在(婚姻前)の氏名を記入します。

【生年月日】
和暦(昭和・平成)で記入します。西暦でもかまいません。

【住所】
住民登録をしているところを記入します。婚姻届と同時に住所変更をする場合は新住所を記入します。

【本籍】
本籍地を記入します。筆頭者とは戸籍の最初に記載されている方です。

【父母の氏名・続き柄】
父母が死亡、離婚していても記入します。養子縁組をしている場合は養父母も記入します。

【同居を始めたとき】
同居や結婚式をしていない方は空欄です。

【世帯のおもな仕事】
夫妻それぞれの同居前の世帯で一番収入の多かった方の仕事に✓します。職業は、国勢調査の年のみ記入します。

【署名】
夫と妻が自分で書いてください。押印は任意です。

婚姻届

兵庫県小野市長殿

受理 令和 年 月 日 第 号		発送 令和 年 月 日	
送付 令和 年 月 日 第 号		長印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附票 住民票 通知
(よみかた) 氏名	夫になる人 このよし太郎 氏名 甲野 義太郎	妻になる人 おつかももこ 氏名 乙川 桃子	
生年月日	平成元年 7月 16日	平成2年 10月 29日	
住所	兵庫県小野市王子町 806 番地の 1 王子パート101 (住民登録をしているところ)	兵庫県神戸市東灘区住吉東町 5丁目2番1号	
本籍	兵庫県小野市市場町 926 番地 250 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	兵庫県神戸市灘区桜口町 四丁目2番 番地番	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 甲野 幸雄 母 甲野 春子 続き柄 長男	父 丙原 正 母 丙原 洋美 続き柄 二女	
右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	養父 養母	養父 乙川 忠治 養母 乙川 理恵 続き柄 養女	
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍(左の図の氏の人が入るに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 兵庫県小野市中島町 531 番地 1		
同居を始めたとき	令和 〇年 □月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとときのうち早いほうを書いてください)		
初婚・再婚の別	☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日 ☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日		
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業		
その他			
届出入署名(※押印は任意)	夫 甲野 義太郎 印 妻 乙川 桃子 印		

連絡先 夫 携帯
電話(090)〇〇〇〇-〇〇〇〇 番
自宅・通勤先・呼出

【連絡先】
日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

証人	
署名(※押印は任意)	乙山 昌 印
生年月日	平成元年 7月 16日
住所	兵庫県三木市上の丸町 10番地の30
本籍	兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地番

【証人】
18歳以上の証人が2人必要です。父母、兄弟姉妹、親戚、友人など、どなたでも証人になることができます。日本在住の外国人の方でも問題ありません。

【署名】
証人が、自分で書いてください。押印は任意です。

Check!

！間違いやすいのでご注意ください

婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

① 婚姻後の夫婦の氏

夫の氏を夫婦が名乗る ☒夫の氏 ☐妻の氏

妻の氏を夫婦が名乗る ☐夫の氏 ☒妻の氏

② 新しい本籍

上記図の方が、親の戸籍に在籍の方などの場合は、新しい本籍を決めます。土地の地番や街区符号の表示(住所の「〇番〇号」の「〇番」まで)を記入してください。(アパートやマンション名、部屋番号などは含まれません。)
現在の住所や将来の住所に関係なく、日本に実在する土地であれば、どこでも定めていただけます。

お届け時のご注意

③ 休日・夜間の提出

土日祝日・年末年始などの休日や夜間にもお届けをお預かりしています。小野市役所1階北側の管理人室までお越しください。
書き漏れや書き間違いなどがなく、平日の日中に市民課での事前審査も行っておりますのでご活用ください。また、日中に連絡の取れる連絡先を必ず記入してください。

④ 住所変更

婚姻届出をされても、住所は変わりません。別途、「住所変更」の手続きが必要です。平日の日中であれば婚姻届出と同時に手続きできます。(他市から転入される場合は、転出手続き後発行される「転出証明書」、またはマイナンバーカードが必要です。)

⑤ 下記の場合はお問い合わせください(連絡先は裏面へ)

外国人と婚姻される場合や、婚姻届の他に戸籍の届出(養子縁組など)をする場合

令和6年3月から

戸籍謄本の
添付は不要

となりました。

裏面あり

必要なものについて

- ☐ 婚姻届
- ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類
【運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど】

その他のお手続きについて

① 国民健康保険

氏名変更された場合はお手続きが必要です。市民課 6 番・7 番窓口へお越しください。お勤め先で発行された保険証をお持ちの方は、会社などで手続きを行ってください。（市役所でのお手続きは不要です。）

必要なもの

- ☐ 小野市発行の国民健康保険証

② マイナンバーカード

氏名や住所変更された場合はお手続きが必要です。市民課 8 番窓口へお越しください。

必要なもの

- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 暗証番号の控え（お持ちの方）

③ 児童手当

婚姻時に対象のお子さまがいらっしゃる方は、お手続きが必要な場合があります。

戸籍届出時の本人確認の実施について

！本人の知らないうちに婚姻届や養子縁組届が出されるといった事件が発生しています。

このような事件を未然に防ぎ、戸籍制度の信頼性を確保するため、窓口で戸籍の届出を持参された方について本人確認をさせていただいております。趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

本人確認の必要な届出

婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議養子離縁届、認知届

確認させていただく証明書

官公署の発行する身分証明書で、写真が貼付されているもの。

- ① マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳等
- ② 健康保険証、各種医療費受給者証、年金手帳等
（2 枚以上の提示が必要）

※上記いずれかの身分証明書をお持ちでない方も届出をすることができますが、本人確認ができなかった届出人に対し、届出があったことを後日郵便でお知らせします。

お問い合わせ先

〒675-1380 小野市中島町 531 番地
小野市役所 1 階 市民課 Tel0794-63-1005